

令和3年度

前橋市食品衛生監視指導計画 実施結果概要



TONTONのまち前橋
マスコットキャラクター「ころとん」

前橋市保健所

このたび、食品衛生法に基づき策定した「令和3年度前橋市食品衛生監視指導計画」に基づく、1年間の監視指導の実施結果を取りまとめましたので公表いたします。

第1 はじめに

食品衛生法第24条第1項に基づき策定した「令和3年度前橋市食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導結果の概要について、同法第24条第5項により公表します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画していた監視指導や研修等の事業のうち、実施することができないものがありましたことを先にお知らせします。

第2 監視指導計画の実施期間及び適用区域

1 実施期間

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

2 適用区域

前橋市全域

第3 監視指導等の実施体制に関する事項

前橋市食品衛生監視指導計画(以下、監視指導計画という。)の各事業は、前橋市保健所衛生検査課を主体として、関係各部署がそれぞれ食品衛生に係る役割を分担するとともに、各関係機関と連携し実施しました。

1 衛生検査課食品衛生係

監視指導(立入、収去等)、食品表示指導、発生事案対応(食中毒等)、連絡調整、消費者とのリスクコミュニケーション事業など

2 衛生検査課試験検査係

食品等の検査(微生物、食品添加物、特定原材料(アレルゲン)の検査など)

3 保健総務課医事薬事係

試験検査係が実施する食品検査の信頼性確保

4 群馬県食品安全検査センター、群馬県衛生環境研究所

食品の検査(残留農薬検査、抗生物質など)

第4 重点監視事項

1 食中毒未然防止対策

①ノロウイルスによる食中毒対策

ノロウイルスによる食中毒の多くは、調理従事者の手指を介した食品の汚染が原因とされており、手洗いや就業前の健康状態の確認など、調理従事者の衛生管理の徹底が予防対策として重要であると言われています。

したがって、食品関連事業者等や食品衛生責任者に対し啓発を行い、営業施設における衛生管理の向上を図りました。特に、大量調理を伴う集団給食施設等への監視指導時には、ノロウイルス食中毒予防についての情報提供を行ない、食中毒の未然防止に努めました。

②細菌（腸管出血性大腸菌、カンピロバクターなど）による食中毒対策

腸管出血性大腸菌による食中毒は、加熱不十分な食肉に起因する食中毒に加え、生野菜や野菜類加工品等による症例の報告もあることから、特に重症化する恐れのある高齢者・子供等が利用する施設において、食品（食肉を含む）の十分な加熱や非加熱で提供する野菜類の洗浄・殺菌を徹底するよう指導しました。

また、弁当製造施設や給食施設などは、食品を大量調理することでウエルシュ菌が発育しやすい環境となることや、加熱後の冷却方法が緩慢冷却となりやすいため、当該施設に対し、調理終了後速やかに提供し、やむを得ず時間を要する場合は、真空冷却機等の活用や、小分けし冷却する等を行い、中心部まで速やかに冷却するよう指導を行いました。

2 食品衛生法の改正に伴う周知

①HACCPに沿った衛生管理について

令和2年6月1日から1年間の経過措置期間を経て、令和3年6月1日からHACCPに沿った衛生管理が義務化されました。それに伴い、監視指導や営業許可に関する調査等において、「業種別手引書」を活用し、事業者の規模や衛生管理能力に応じた技術的な助言・指導を行いました。

②営業許可の見直し、届出制度の創設について

許可業種が見直され、従前、営業許可の対象となっていない業種についても事業者を把握できるよう、営業届出制度が創設されました。それに伴い、本市ホームページや許可更新時における情報提供に加え、市内の巡回調査時に、市内の食品等事業者の営業許可や営業届出の有無を確認し、必要に応じ手続きを行うよう指導しました。

3 食品の適正表示の推進

加工食品における新たな原料原産地表示制度について、令和4年3月末の経過措置期間終了に向け、速やかに移行するよう周知徹底を図りました。

また、健康被害の未然防止の観点から、アレルギーを含む食品表示が適正に表示されているか、計24検体を収去検査し、適正に表示されていることを確認しました。

4 輸入食品対策

市内に流通する輸入食品の安全性を確保するため、残留農薬及び添加物等の収去検査を計15検体実施しました。

第5 食品等事業者に対する監視指導

1 監視指導の実施結果

監視指導計画においてランク分けした市内の飲食店、販売店、製造所及び給食施設等に対して、食品衛生監視員が立ち入りを行い、指導を実施しました。

当初目標件数3,896件に対し、2,367件の監視指導を実施(実施率60.8%)しました。

ランク	立入目標件数	実績件数	実施率
A (年3回)	6件	11件	183.3%
B (年2回)	90件	90件	100.0%
C (年1回)	1,629件	1,072件	65.8%
D (適宜)	2,171件	1,194件	55.0%
合計	3,896件	2,367件	60.8%

2 食品等の検査(実績)

理化学検査及び微生物検査、計301検体の検査を実施しました。

① 理化学検査

計140検体の理化学検査(うち、委託検査18検体)を実施しました。

放射性物質12検体については、群馬県と連携し、実施しました。

また、理化学検査の一環として、市内の給食施設(保育所)において提供している食品のアレルゲンに係る衛生実態を把握するための実態調査を実施し、情報提供を行いました。

検査項目等		対象食品	検体数	違反件数
理化学検査	〔食品添加物の使用基準等〕 保存料、発色剤、甘味料 着色料、漂白剤、品質保持剤 酸化防止剤、指定外添加物	食肉製品、魚肉ねり製品、漬物、 いくら・たらこ・すじこ、魚介乾製品、 菓子・あん類、生めん、ゆでめん、 輸入食品、氷菓	68	0
	〔乳等の成分規格〕 乳脂肪分、無脂乳固形分 比重、酸度	牛乳	8	0
	〔農薬の残留基準検査〕 農薬	生鮮野菜及び生鮮果実、 加工食品(缶詰等)	12	0
	〔動物用医薬品検査〕 抗生物質、合成抗菌剤等	食肉、牛乳、鶏卵	10	0

	[アレルギー(特定原材料)] 小麦、落花生	加工食品(弁当・そうざい、菓子等)	24	0
	[放射性物質検査] 放射性セシウム 134、137	加工食品(畜水産物その他農産物 加工食品等から選定)	12	0
	[食品の実態調査] アレルギー(特定原材料)小麦	検食(保存食)	6	—
	理化学検査計		140	0

② 微生物検査

計161検体の微生物検査を実施しました。(不適検体の内容については第6で後述)

検査項目等		対象食品	検体数	不適 件数
微生物 検査	[食品の規格基準等] 細菌数、大腸菌、大腸菌群、 腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、 サルモネラ属菌、 クロストリジウム属菌	冷凍食品、生食用鮮魚介類 食肉製品、魚肉ねり製品、氷菓	34	0
	[乳等の成分規格等] 細菌数、大腸菌群、低温細菌数	牛乳、アイスクリーム類	16	0
	[旧衛生規範、衛生指導等] 細菌数、大腸菌、大腸菌群、 黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ	検食(保存食)、弁当・そうざい、 調理パン、洋生菓子、生めん、 ゆでめん、豆腐、漬物	111	1
	微生物検査計		161	1

③ 食中毒等の検査

食中毒や有症苦情の発生における病因物質検索のため、食品や施設のふき取り及び患者等の便の検査を実施しました。

区 分	細菌検査数	ウイルス検査数
施設のふき取り検査等	10	1
患者等の便の検査	16	24
食品の検査	20	1

3 食品表示の適正化の推進

＜食品表示関係業務の概要＞

内 容	件 数 等
食品表示立入監視指導	510件
表示違反疑い等情報提供	2件
収去品の表示調査	92品

4 特別監視の実施

① 夏期一斉監視指導

令和3年7月1日から9月30日までの間、夏期に多発する食中毒を予防するため、夏期一斉監視を実施しました。

調査・監視指導の延べ施設数は502施設で、大量調理施設やショッピングモールなどを中心に、夏期に発生しやすい細菌性の食中毒予防について指導しました。

② 年末一斉監視指導

令和3年11月26日から令和4年1月13日までの間、年末年始に大量に流通する食品の衛生管理の確保及び冬期に多発する食中毒を予防するため、年末一斉監視を実施しました。

調査・監視指導の延べ施設数は229施設で、冬場に流行するノロウイルス食中毒の予防などについて指導しました。

第6 違反等を発見した場合の対応

食品の旧衛生規範不適合による衛生指導(1件)

検査を行った洋生菓子について、衛生上の指針(衛生規範(令和3年6月1日廃止))に不適合な検体があったため、当該食品を製造した施設の調査を実施し、原因究明・対策等、製造者に対して衛生指導を行いました。

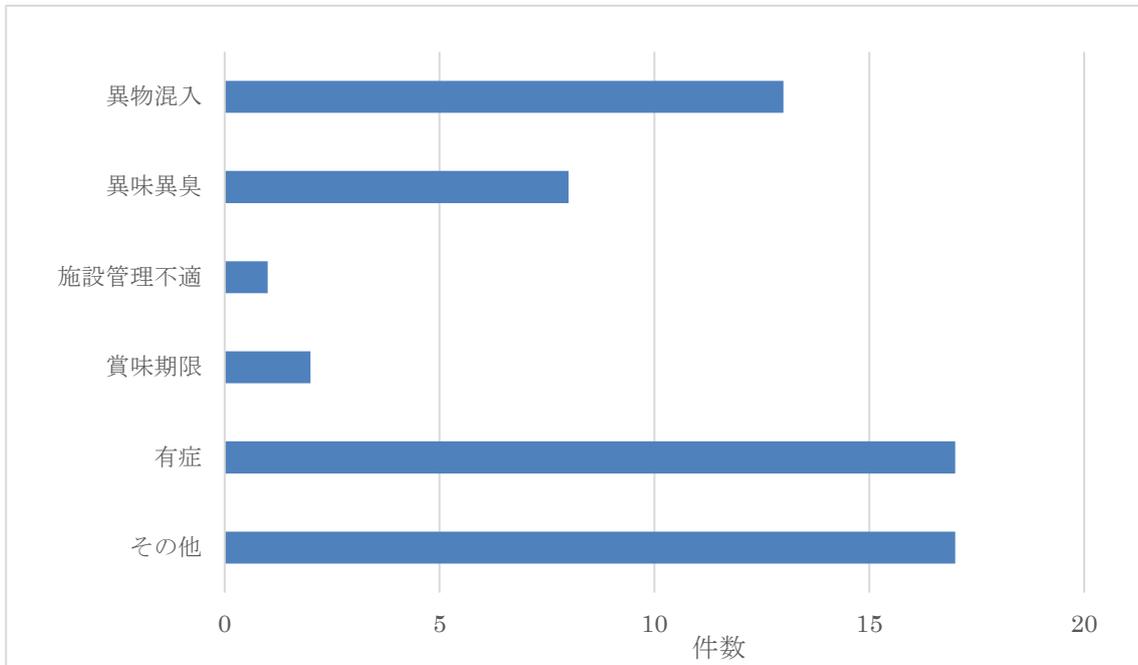
第7 食品に関する苦情・相談

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに前橋市保健所に寄せられた食品に関する苦情・相談件数は次のとおりです。

1 食品に関する苦情

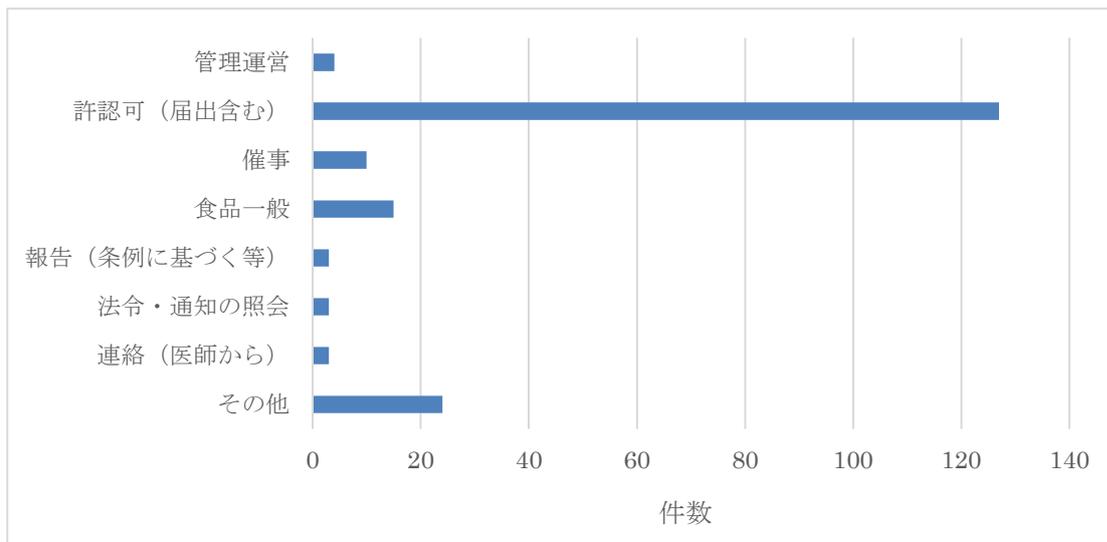
計58件の苦情が寄せられました。

各苦情に対しては、内容を確認し、個別に施設への立入・指導を実施しました。



2 食品に関する相談

計189件の相談が寄せられました。



3 食品表示に関する相談

相談件数は、計118件でした。食品製造事業者等からの食品表示に関する相談を随時行い、適正表示の推進に努めました。また、事業者に対し、新たな原料原産地表示制度や遺伝子組換えに関する任意表示制度についても、早めに対応するよう、積極的に周知を行いました。

第8 食中毒等健康被害発生時の対応

医師や市民等からの食中毒等、健康被害の情報を保健所が探知したときは、「前橋市食中毒対策要綱」に基づき、速やかに患者から健康被害状況等を詳しく聴取し、被害の拡大防止と原因究明調査を実施しました。

令和3年度の食中毒発生件数は4件(患者数59人)で、原因施設の内訳は、家庭1件(原因物質は、植物性自然毒)、給食施設2件(原因物質は、カンピロバクター1件、ノロウイルス1件)、病院1件(原因物質は、化学物質)でした。

植物性自然毒の主な原因食品はきのこや有毒植物で、きのこではツキヨタケやクサウラベニタケなどによる食中毒が多く発生し、有毒植物では、スイセンやバイケイソウ、イヌサフランなどによる食中毒が多く発生しています。これらは毒性成分を含んでおり、例えば、ツキヨタケでは嘔吐や下痢、腹痛といった消化器系の中毒症状を引き起こし、バイケイソウでは吐き気や嘔吐、呼吸困難、けいれんといった中毒症状のほか、重症の場合は意識不明となり死亡する事例もあります。

カンピロバクターによる食中毒は、腸管出血性大腸菌 O157 と同様に、加熱不十分な食肉が主な原因食品で、潜伏期間が2日～7日と比較的長く、下痢、腹痛、発熱などを起こします。

ノロウイルスによる食中毒は、食品や手指を介して経口で感染し、嘔吐、下痢、腹痛などを引き起こします。冬季に発生しやすい傾向にありますが、当該事案は6月に発生していることから、一年を通した対策が必要であると再認識しました。

化学物質による食中毒は、本来食品や飲料水に含まれていない化学物質を摂取することによって発生する食中毒です。化学物質の例として、重金属、農薬、食品添加物などがあります。

第9 食品等事業者の自主衛生管理の推進

1 前橋食品衛生協会との連携協力及び食品衛生指導員の育成指導

食品等事業者により組織される食品衛生協会との連携強化を図り、食品衛生指導員による自主的な巡回指導及び助言活動を支援し、自主衛生管理の向上を推進しました。

2 食品衛生推進員による助言

食品衛生推進員による、施設の衛生管理や食品衛生に関する助言・相談活動を推進しました。

第10 情報の提供及び意見の交換

食品衛生に関する講習会の実施

講習会の名称	回数	参加者(延べ人数)
それいけ！まえばし出前講座 (生涯学習課事業との連携)	1回	9人
その他の市民向け又は事業者向け講習会	7回	193人

- ① 生涯学習課事業である「それいけ！まえばし出前講座」を通して、市民を対象として、食中毒の予防や食品表示の見方等に関する講習会を実施しました。
- ② 食品等事業者を対象として、食品衛生、食品表示等に関する講習会を実施しました。